

## 川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税による寄附金の受納事務等について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ふるさと納税制度 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年4月1日総務省告示第179号）第1条に規定するふるさと納税制度をいう。

(2) ふるさと納税 ふるさと納税制度の対象となる本市に対する寄附行為をいう。

(3) 寄附金 ふるさと納税による寄附金をいう。

(対象とする寄附)

第3条 この要綱は、ふるさと納税のうち、民間ポータルサイトを通じて申し出が行われるもの、又は返礼品等の提供を伴うものを除き適用する。

2 ふるさと納税のうち、民間ポータルサイトを通じて申し出が行われるもの、又は返礼品等の提供を伴うものの取扱については、別に定める。

3 この要綱は、第8条の規定を除き、個人以外の者からの寄附についても準用する。

(ふるさと納税の申し出等)

第4条 ふるさと納税をしようとする者は、その旨を市長に申し出るものとする。

2 前項の規定による申し出は、ふるさと納税申出書（第1号様式）を市長に提出する方法によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、オンライン申請によるふるさと納税に関しては、第1号様式に準じる所定の入力フォームへの入力の方法によるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、災害発生時等において、市長が金融機関の口座を指定し寄附金の受入れを行う場合、当該口座への寄附金の振込をもって第1項の申し出が行われたものとみなす。

(寄附金の使途)

第5条 ふるさと納税をしようとする者は、前条第2項及び第3項に規定する方法によるふるさと納税の申し出の際に、寄附金の使途となる事業を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定があった場合には、当該寄附金は当該事業の財源にするものとする。

3 第1項の規定により指定することができる事業は、第1号様式中、「施策分野」ごとの「活用事業」において定められるものとする。

(寄附金受領証明書等の発行)

第6条 市長は、寄附金が納付されたときは、当該寄附者に対し、寄附金受領証明書及び礼状を発行するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該寄附者から求めがあったときは、当該寄附者に対し、寄附金税額控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則第五十五号の五様式）を送付するものとする。

(感謝状の贈呈)

第7条 市長は、1回の寄附額が、100,000円以上の場合は、感謝状を贈呈することができる。

(公表)

第8条 寄附者の氏名、寄附金額等は、これを公表することができる。ただし寄附者が希望しない場合は、氏名を公表しない。

2 寄附金に関する統計を作成し、次の事項を公表する。

(1) 寄附金の合計金額

(2) 寄附金を充当した事業及び充当した額

3 前2項で定める事項の公表は、ホームページに掲載して行う。

(所管)

第9条 第4条から前条に規定する寄附金の受納及び公表に関する事務は、第5条第1項の規定により指定された事業（この項において「事業」という。）を所管する局（以下「事業所管局」という。）において行う。ただし、いずれの事業にも該当しない寄附金は、財政局財政部寄附財源担当において処理する。

2 第7条の規定は、事業所管局において別に定める場合には適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、クレジットカードによる納付手続きは、財政局財政部寄附財源担当において処理するものとする。

4 財政局財政部寄附財源担当は、第4条第3項により入力された情報を、事業所管局に送付する。また当該情報の送付を受けた当該事業所管局は、その局長に報告するほか適切にそれを処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。(第1号様式修正)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(第1号様式修正)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。(第1号様式修正)

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。(第1号様式修正)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(第1号様式修正)

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。(第1号様式修正)

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。(第1号様式修正)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 川崎市ふるさと納税申出書

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

私は、川崎市に対して下記のとおり寄附します。

〒

フリガナ

お名前

## 1 ご希望の入金方法

いずれかの方法にチェックをお願いします。

 現金持参  納付書  銀行振込

ご連絡先 電話

FAX

メールアドレス

## 2 情報の公開

寄附について、お名前や金額などを公表(市のホームページや広報誌等への掲載等)させていただきます。公表を希望する場合には「希望する」に、希望しない場合には「希望しない」にチェックをお願いします。

 希望する  希望しない

## 3 寄附金額

円

## 4 寄附金の使い道

寄附金の使い道として希望する事業を次の「活用事業」の中から1つ選び、チェックをお願いします。

施策分野	活用事業
市民ミュージアムの被害復旧	<input type="checkbox"/> 令和元年東日本台風により被災した市民ミュージアムの収蔵品修復
安全・安心	<input type="checkbox"/> 危機管理・防災対策の推進 <input type="checkbox"/> 消防力の総合的な強化
	<input type="checkbox"/> 安全で快適な道路・河川・水路の整備
健康・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 高齢者福祉の充実 <input type="checkbox"/> 障害者福祉の向上
	<input type="checkbox"/> かわさき健幸福寿プロジェクト <input type="checkbox"/> 川崎TEKTEK(健康ポイント事業)の推進
	<input type="checkbox"/> 医療・看護分野、市立看護大学の体制充実 <input type="checkbox"/> 身体障害者補助犬の健康管理への支援
	<input type="checkbox"/> 市立病院の安定的かつ継続的な医療の提供
子ども・教育	<input type="checkbox"/> 頑張る子ども・若者を応援する互助のまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 総合的なこども支援の推進
	<input type="checkbox"/> 災害遺児等への支援 <input type="checkbox"/> 教育活動の充実
	<input type="checkbox"/> 学校ふるさと応援寄附金 (ご希望の学校 川崎市立 学校)
	<input type="checkbox"/> 高等学校奨学金事業の充実(奨学事業基金)
芸術・文化・スポーツ	<input type="checkbox"/> ミューザ川崎シンフォニーホールの整備 <input type="checkbox"/> 「音楽のまち・かわさき」の推進
	<input type="checkbox"/> 「映像のまち・かわさき」の推進 <input type="checkbox"/> 市民による文化活動の推進
	<input type="checkbox"/> 障害の有無に関わらない文化芸術の振興 <input type="checkbox"/> 藤子・F・不二雄ミュージアム事業
	<input type="checkbox"/> 国際交流活動の推進 <input type="checkbox"/> 「スポーツのまちづくり」の推進
	<input type="checkbox"/> 若者文化の推進 <input type="checkbox"/> 岡本太郎美術館事業の推進
	<input type="checkbox"/> 日本民家園の古民家等の保存・整備の推進 <input type="checkbox"/> 青少年科学館のプラネタリウムや博物館資料の充実
	<input type="checkbox"/> 等々力陸上競技場の整備 <input type="checkbox"/> 東海道川崎宿の魅力向上の推進
環境・公園・みどり	<input type="checkbox"/> 地球温暖化対策の推進 <input type="checkbox"/> 多摩川における豊かな河川空間の創出
	<input type="checkbox"/> 公園緑地の整備・緑の創出・街路樹管理の推進 <input type="checkbox"/> 緑地の保全
	<input type="checkbox"/> 全国都市緑化かわさきフェアの取組の継続・発展
動物愛護	<input type="checkbox"/> 動物愛護センターの動物等への支援 <input type="checkbox"/> 夢見ヶ崎動物公園の飼育環境の充実
都市拠点の整備・地域経済・臨海部の活性化	<input type="checkbox"/> 都市の拠点機能の整備 <input type="checkbox"/> 自動運転バス社会実装プロジェクト
	<input type="checkbox"/> 地産地消の推進 <input type="checkbox"/> 科学技術振興に関する取組の充実
	<input type="checkbox"/> 起業家育成とベンチャー・スタートアップ支援の充実 <input type="checkbox"/> キングスカイフロントの活性化
	<input type="checkbox"/> 川崎臨海部の大規模土地利用転換の取組の推進
多様な主体との共創	<input type="checkbox"/> 官民連携プロジェクトの創出や川崎駅周辺での大規模イベントの開催
市民自治のまちづくり	<input type="checkbox"/> 区における地域のまちづくりの推進 (ご希望の区役所 区役所)
市長おまかせメニュー	<input type="checkbox"/> 市政全般に対する寄附